

いじめ事案～学校と警察との「連携」！

被害児童等が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」です。

殴る・蹴る (暴行・傷害罪)	罵倒する (侮辱・名誉毀損罪)	物を壊す (器物損壊罪)	脅す・お金を盗る (脅迫・恐喝罪)	わいせつ行為 (不同意わいせつ罪)
-------------------	--------------------	-----------------	----------------------	----------------------

～ いじめは、**犯罪になる可能性**があります。～
いじめ問題は、一義的には学校における対応を尊重させていただきます。
犯罪行為がある場合は、**警察と連携した早期対応**が必要です。



警察ができること

～相談・通報によりいじめを認知した場合～

事件処理

★ 悪質ないじめは事件化を行い、厳正に対処

加害者への指導

★ 事件化できない場合、要望等に応じて加害児童等に必要な指導や注意等を実施

情報共有

★ 必要な情報を学校や関係機関と共有し、連携して対応



申込みは警察署生活安全(刑事)課まで

再発防止対策

★ 非行防止教室開催(いじめ防止・ネットモラル向上等)
★ 加害児童等への継続的な指導等

被害防止対策

★ 被害児童等への継続的なカウンセリング
★ 警察官・警察スクールサポーター(警察官OB)等が学校を訪問し、校内巡回等による見守り活動を実施



学校と警察との「日々の連携」がポイントです！！

いじめ問題を認知したら、管轄警察署・少年サポートセンターまでご連絡ください。

*岡山少年サポートセンター

*倉敷少年サポートセンター

*津山少年サポートセンター

☎(086)231-3741

☎(086)427-5125

☎(0868)23-6110